

大阪府 令和8年度大阪府公共交通機関利用観光客 受入環境整備事業費補助金のご案内

公共交通機関による府内の観光周遊を促し、公共交通の維持・大阪の成長に寄与するため、キャッシュレス対応機器や多言語案内設備等の整備に要する経費の一部について、公共交通事業者を対象に補助金を交付します。

なお、本補助金は宿泊税を活用しています。

交付申請期間	令和8年4月1日(水) ~ 令和8年7月31日(金)
補助対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業法による鉄道事業者 ・軌道法による軌道事業者 ・大阪府内に営業所を有する路線バス事業者 (定期観光運送事業者を除く) ・大阪府内に営業所を有するタクシー事業者及びリース事業者
補助対象事業	<p>(1) キャッシュレス対応機器導入の場合 キャッシュレス決済（QRコード、クレジットカード等）に必要な機器等を路線バス車両及び路線バスが結節する駅において導入する事業であり、システム導入、システム改修、決済端末機器の購入及びその設置</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>◀ QRコード対応された自動改札機 写真提供：京阪電気鉄道株式会社</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>◀ クレジットカードのタッチ決済、QRコード対応された自動改札機 写真提供：近畿日本鉄道株式会社</p> </div> </div> <p>(2) 多言語案内設備整備の場合 路線バス車両、タクシー車両又は路線バスが結節する駅等において多言語案内設備を整備する事業であり、多言語表示に対応したデジタルサイネージによる運行情報案内モニター、駅券売機、乗継経路等を示す床面・壁面・吊り下げ式案内サイン、翻訳機器等の設置・改修</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>◀ 他社路線への床面案内表示 写真提供：JR西日本</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>◀ 運行情報案内モニター 写真提供：JR西日本</p> </div> </div> <p>(3) 公共交通機関内におけるシームレス化対策の場合 鉄軌道車両及び路線バス結節駅のうち他社間（鉄軌道事業者）の乗り継ぎが発生する駅において、幅広タイプの改札機や、車両内の荷物スペースなど、移動のシームレス化に寄与する設備等の整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>◀ 幅広タイプの改札機 写真提供：大阪市高速電気軌道株式会社</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>◀ 鉄道車両の荷物置場 写真提供：国土交通省</p> </div> </div> <p>(4) 運行情報等デジタル化推進の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者と経路検索事業者等との間のデータの受け渡しを容易にする、「標準的なバス情報フォーマット」のGTFS形式でデータを作成し、出力を可能とするシステムの整備・改修 ・バス車内におけるスマホを利用したキャッシュレス決済（QRコードの表示等）や運行情報取得などが可能となるよう利用者向けのWi-Fiの設置費用 ・利用者の動向や車内の混雑状況の情報を把握し、大阪府内の利用者に提供することを可能とするシステムの導入及び機器の設置に係る費用等

補助金額	<p>(1) キャッシュレス対応機器導入の場合 補助対象事業に必要な経費に1/4を乗じて得た額以内</p> <p>(2) 多言語案内設備整備の場合 補助対象事業に必要な経費に1/3を乗じて得た額以内</p> <p>(3) 交通機関内におけるシームレス化対策の場合 補助対象事業に必要な経費に1/4を乗じて得た額以内 ただし、1施設あたり1箇所までとし、1施設あたりの補助金の額は180万円を限度とします。</p> <p>(4) 運行情報等デジタル化推進の場合 補助対象事業に必要な経費に1/4を乗じて得た額以内</p> <p>※補助申請総額が予算上限額に達した場合、申請額の一部又は全部を補助できないことがあります。</p>
実績報告期間	<p>事業完了後30日以内または、令和9年3月8日（月）まで</p> <p>※交付決定日以降に事業に着手し、上記期間内に事業（経費の支払い含む）を完了したものが対象になります。</p>

申請方法

- ・申請時の書類（電子データ）をすべて揃えて、下記「お問い合わせ先」に記載のアドレスにメールにて申請してください。
- ・その他申請時の注意点等については、ホームページに掲載している募集要領等をご確認ください。

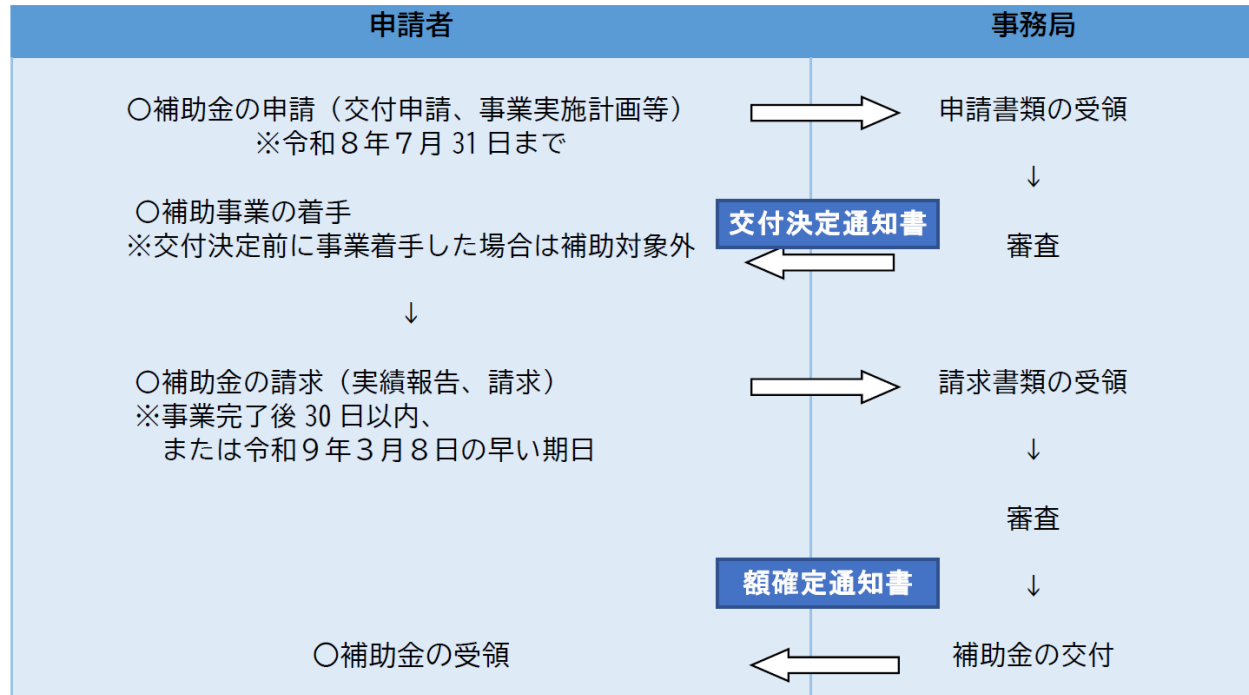
令和8年度公共交通機関利用観光客受入環境整備事業費補助金ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130080/kotsukeikaku/r8ukeirekankyoseibi.html>



申請の流れ

- ・補助事業の内容を変更する場合には変更承認申請を行ってください。



※審査が完了したものをから順次交付決定を行うこととし、予算額に達した時点で補助金の申請受付を終了します。

お問い合わせ先

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課内

メール：kotsusenryaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-6944-9281

受付時間：平日の9時30分から17時30分（電話の場合）

※お電話が繋がらない可能性があります。できるだけメールでお問合せください。